

# 参考資料

## 目次

資料 1	目標管理型の政策評価とは	
(1)	定義	P 1
(2)	対象とする政策	P 2
(3)	政策体系と達成すべき目標・測定指標の関係	P 3
(4)	目標達成度合いの測定結果に係る各行政機関共通区分	P 4
資料 2	目標管理型の政策評価の実施時期の重点化の状況	P 5
資料 3	目標管理型の政策評価の今後の実施予定	P 6
資料 4	目標達成度合いの測定結果	P 7
資料 5	各行政機関における工夫の例	P 8
資料 6	政策評価と行政事業レビューの連携	P 10
資料 7	平成26年度評価実施施策等一覧	P 12



## 資料 1 目標管理型の政策評価とは（1）定義

「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第6条第2項第6号に定める「事後評価の対象としようとする政策」に係る評価のうち「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。)の別紙に定める実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価

[参考] 基本方針（別紙） [実績評価方式]

政策を決定した後、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

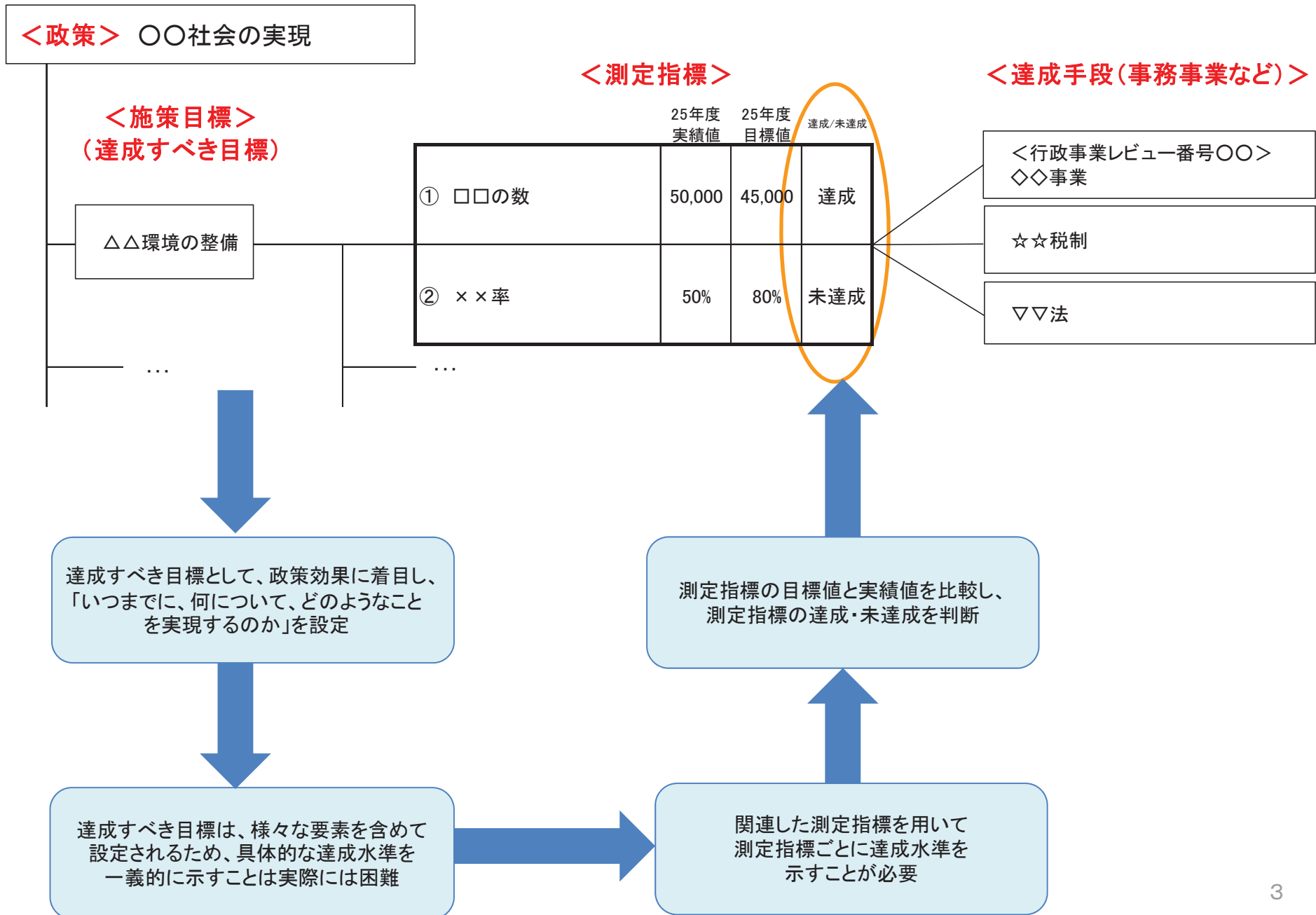
## 資料1 目標管理型の政策評価とは（2）対象とする政策

行政機関名	対象
内閣府	内閣府本府の主要な行政目的に係る政策(狭義)
公正取引委員会	法違反行為に対する措置等継続的に実施することが予定されており、目標に対してどのような実績が挙げられているかを定期的に測定する必要がある施策等
国家公安委員会・警察庁	基本計画第6の5に掲げられた政策のうち、(1)から(7)まで
特定個人情報保護委員会	当委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策
金融庁	金融庁の任務を達成するために重要な政策
消費者庁	消費者庁の主要な行政目的に係る政策(狭義)
復興庁	復興庁の主要な行政目的に係る政策(狭義)
総務省	総務省の主要な政策
公害等調整委員会	当委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策
法務省	法務省の当面の重要施策
外務省	政策評価体系に示す全ての政策
財務省	財務省の主要な政策分野全て
文部科学省	「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる文部科学省の所管行政に係る政策
厚生労働省	基本計画における政策体系のうち、基本目標Ⅰ～Ⅶまで
農林水産省	農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全て
経済産業省	経済産業省の行政分野全般
国土交通省	国土交通省の主要な行政目的に係る政策
環境省	環境省が行う主要な政策の全て
原子力規制委員会	原子力規制委員会が行う主要な政策の全て
防衛省	政策体系に示す全ての施策

(注1)各行政機関の基本計画等に基づき、総務省が作成した。

(注2)宮内庁は、事業評価方式による評価を基本としており、目標管理型の政策評価を実施していない。

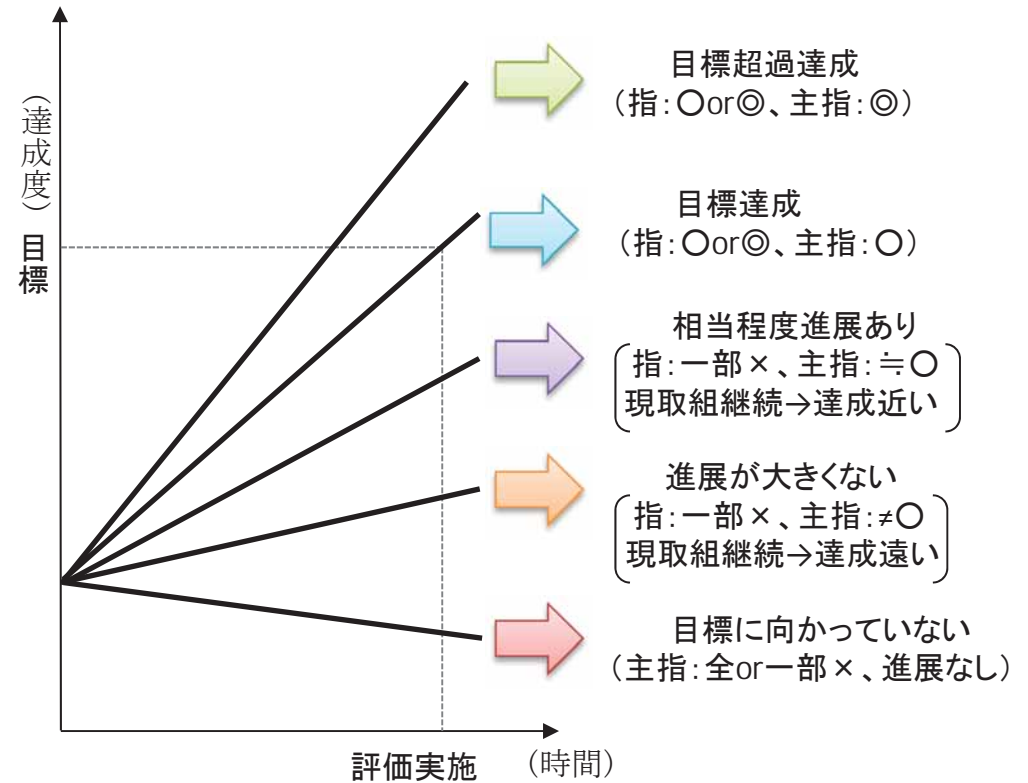
# 資料1 目標管理型の政策評価とは (3) 政策体系と達成すべき目標・測定指標の関係



＜各行政機関共通区分＞

①目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの
②目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
③相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの
④進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

＜5区分のイメージ＞



指…測定指標                      主指…主要な測定指標  
 O…達成                              ◎…大幅に上回って達成  
 ×…未達成                      { ≒O : 達成に近い未達成  
    ≠O : 達成に近くない未達成

## 資料2 目標管理型の政策評価の実施時期の重点化の状況

区分	行政機関名
一部の施策を対象に評価	公正取引委員会
	復興庁
	総務省
	外務省
	文部科学省
	厚生労働省
	環境省
平成27年度から一部の施策を対象に評価予定	内閣府
	公害等調整委員会
	法務省
毎年度全施策を評価	国家公安委員会・警察庁
	金融庁
	消費者庁
	財務省
	農林水産省
	経済産業省
	原子力規制委員会

(注1) 平成27年3月時点。

(注2) 宮内庁は、事業評価方式による評価を基本としており、目標管理型の政策評価を実施していない。

また、特定個人情報保護委員会、国土交通省及び防衛省は、平成26年度は目標管理型の政策評価の実施時期に当たっていないことから、評価を実施しておらず、27年度以降に実施する予定となっている。

# 資料3 目標管理型の政策評価の今後の実施予定

(単位：件)

区分	行政機関名	目標管理型の政策評価の対象件数	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	備考	
平成26年度に評価を実施	一部の施策を対象に評価	公正取引委員会	8	7	7	8	1	4					
		復興庁	6	—	—	3	1	0				平成25年度は23及び24年度に実施した施策を評価。	
		総務省	19			20	6	7	8	6		平成26年度に政策体系の見直しを実施。	
		外務省	19			19	10	12	10	未定		平成25年度は総合評価方式による評価。	
		文部科学省	46			28	19	25	22	25		平成25年度に政策体系の見直しを実施。	
		厚生労働省	72		21	14	14	15	14			平成26年度に政策体系の見直しを実施。	
		環境省	45	40	34	26	22	27					
	平成27年度から一部の施策を対象に評価予定	内閣府	78				78	62	5				平成26年度に政策体系の見直しを実施。
		公害等調整委員会	3				3	0	0				
		法務省	17				17	未定	未定	未定	未定		
	毎年度全施策を評価	国家公安委員会・警察庁	18		29	18	18						平成23年度に政策体系の見直しを実施。
		金融庁	20		24	20	20	20	未定				平成24年度に政策体系の見直しを実施。
		消費者庁	10			12	10	11	未定	未定			平成26年度に政策体系の見直しを実施。
		財務省	31			31	31	30	未定	未定			平成26年度に政策体系の見直しを実施。
農林水産省		16	—	16	16	16							
経済産業省		27				27	27	未定				平成26年度に政策体系の見直しを実施。	
原子力規制委員会		3				3	5	未定	未定	未定		平成25年度に政策体系の見直しを実施。	
平成26年度に評価を実施せず	特定個人情報保護委員会	3				0	0	3	未定	未定			
	国土交通省	44				0	44	0	44	0			
	防衛省	25				0	0	0	0	0		平成31年8月に25件の評価を実施予定。なお、中間段階の評価として平成28年度あるいは29年度に評価を実施することを検討中。	

(注1) 平成27年3月時点。  
 (注2) 「□」は基本計画の計画期間を表す。  
 (注3) 目標管理型の政策評価は、平成23年度に試行的取組として開始した。  
 (注4) 「目標管理型の政策評価の対象件数」は、各行政機関の平成26年度実施計画等に基づき、記載した。  
 (注5) 各年度の件数は、総務省が送付を受けた評価書の数又は評価書において評価を実施した件数を年度別に整理した(目標管理型の政策評価書の送付がなかった年度は「—」とした)。  
 (注6) 平成27年度以降の件数は、各行政機関の平成26年度事前分析表等に基づき、27年度以降の評価の実施予定時期が明らかな場合は件数を記載し、計画期間内で明らかでない場合は未定とした。  
 (注7) 宮内庁は、事業評価方式による評価を基本としており、目標管理型の政策評価を実施していない。



## 資料4 目標達成度合いの測定結果

(単位：件)

行政機関名	目標超過達成	目標達成	相当程度進展あり	進展が大きい	目標に向かっていない	測定せず	計
内閣府	3	36	22	16	0	1	78
公正取引委員会	0	0	1	0	0	0	1
国家公安委員会・警察庁	0	5	10	3	0	0	18
金融庁	0	6	13	1	0	0	20
消費者庁	0	4	6	0	0	0	10
復興庁	0	1	0	0	0	0	1
総務省	0	1	4	1	0	0	6
公害等調整委員会	0	3	0	0	0	0	3
法務省	0	11	6	0	0	0	17
外務省	0	3	7	0	0	0	10
財務省	0	16	13	2	0	0	31
文部科学省	0	6	13	0	0	0	19
厚生労働省	2	11	0	1	0	0	14
農林水産省	0	1	15	0	0	0	16
経済産業省	0	7	17	0	0	3	27
環境省	0	9	10	3	0	0	22
原子力規制委員会	0	2	1	0	0	0	3
計	5 (1.7%)	122 (41.2%)	138 (46.6%)	27 (9.1%)	0 (0%)	4 (1.4%)	296 (100%)

(注1) 宮内庁は、事業評価方式による評価を基本としており、目標管理型の政策評価を実施していない。

(注2) 特定個人情報保護委員会、国土交通省及び防衛省は、平成26年度は目標管理型の政策評価の実施時期に当たっていないことから、評価を実施しておらず、27年度以降に実施する予定となっている。

(注3) 全ての測定指標において目標年度が平成26年度以降となっていたり、具体的な測定指標及び目標値の設定後に検証を行うとされていたりすることから目標達成度合いの測定が行われていないものを「測定せず」として集計。

# 資料5 各行政機関における工夫の例

## ●事前分析表における達成手段の達成目標への寄与の説明欄の設定(内閣府)

施策名	中心市街地活性化基本計画の認定									
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	100%	平成20年度	100%	平成25年度	100%					...
2 計画期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	—	平成20年度	60%	平成25年度	60%					...
達成手段(開始年度)	補正予算後執行額		25年度予算額	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容			
	23年度	24年度	(千円)							
(1)中心市街地活性化の推進に必要な経費(平成19年度)	2,311(1,603)	12,102	10,802	1, 2	中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画の認定のために、基本計画認定等に際しての現地調査、成果事例集の作成等を行う。	中心市街地活性化基本計画を認定する。(一)	基本計画の認定を受けることが、大規模小売店舗立地法の特例の適用や基本計画に記載した事業に対する社会資本整備総合交付金の交付率の拡大など、関係省庁の総合的な支援を受けつつ、中心市街地の活性化のための事業に取り組み、端緒となる。			

(注)内閣府の事前分析表を総務省において簡略化した。

## ●事前分析表におけるアウトカム指標とアウトプット指標の明示(文部科学省)

施策目標(テーマ)	達成目標	主な成果指標(アウトカム)/活動指標(アウトプット)
2 生涯スポーツ社会の実現	1 地域スポーツ活動の推進による「新しい公共」の形成に向け、総合型地域スポーツクラブを中心とした地域スポーツ環境を向上させるとともに、ライフステージに応じた安全なスポーツ活動を推進するための環境を整備することにより、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会が実現される。	<b>【成果指標(アウトカム)】</b> ① 週1回以上のスポーツ実施率 平成24年度実績:(集計中)(平成24年度調査) 平成33年度目標:3人に2人(65%程度)  <b>【活動指標(アウトプット)】</b> ② 総合型地域スポーツクラブが創設されている市区町村の割合 平成24年度実績:78.2% 平成33年度目標:100% ③ 運営面や指導面において周辺の地域スポーツクラブを支えることができる総合型地域スポーツクラブ(拠点クラブ)数 平成24年度実績:モデル事業として33クラブを選定 平成33年度目標:全国300箇所程度

(注)文部科学省の事前分析表を総務省において簡略化した。

# 資料5 各行政機関における工夫の例

## ● 予算等への反映状況を明示(農林水産省) ※厚生労働省及び文部科学省においても予算要求等の内容の明示あり

政策分野名 【施策名】	林業の持続的かつ健全な発展								
施策(1)	望ましい林業構造の確立とそれを担う人材の育成・確保								
目標③【達成すべき目標】	林業労働安全の向上								
測定指標	(ア) 林業労働死亡者数	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	50人	/	38人	37人	39人		35人以下	B	
	年度ごとの目標値	/	/	42人以下	40人以下	38人以下	37人以下	/	
目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠)...								
評価結果の政策への 反映状況(主なもの)	予算	・林業事業者の経営層をはじめとする組織全体の安全意識を高め自主的な安全活動を促進させるため、新たに、林業分野の指導等を担える労働安全の専門家を養成し、その活動を通じて地域の安全指導能力の向上を図るとともに、業界全体に安全意識の啓発を行う「林業労働安全推進対策(新規)」を要求する。							
	税制	—							
	その他 (法令、組織、定員等)	—							

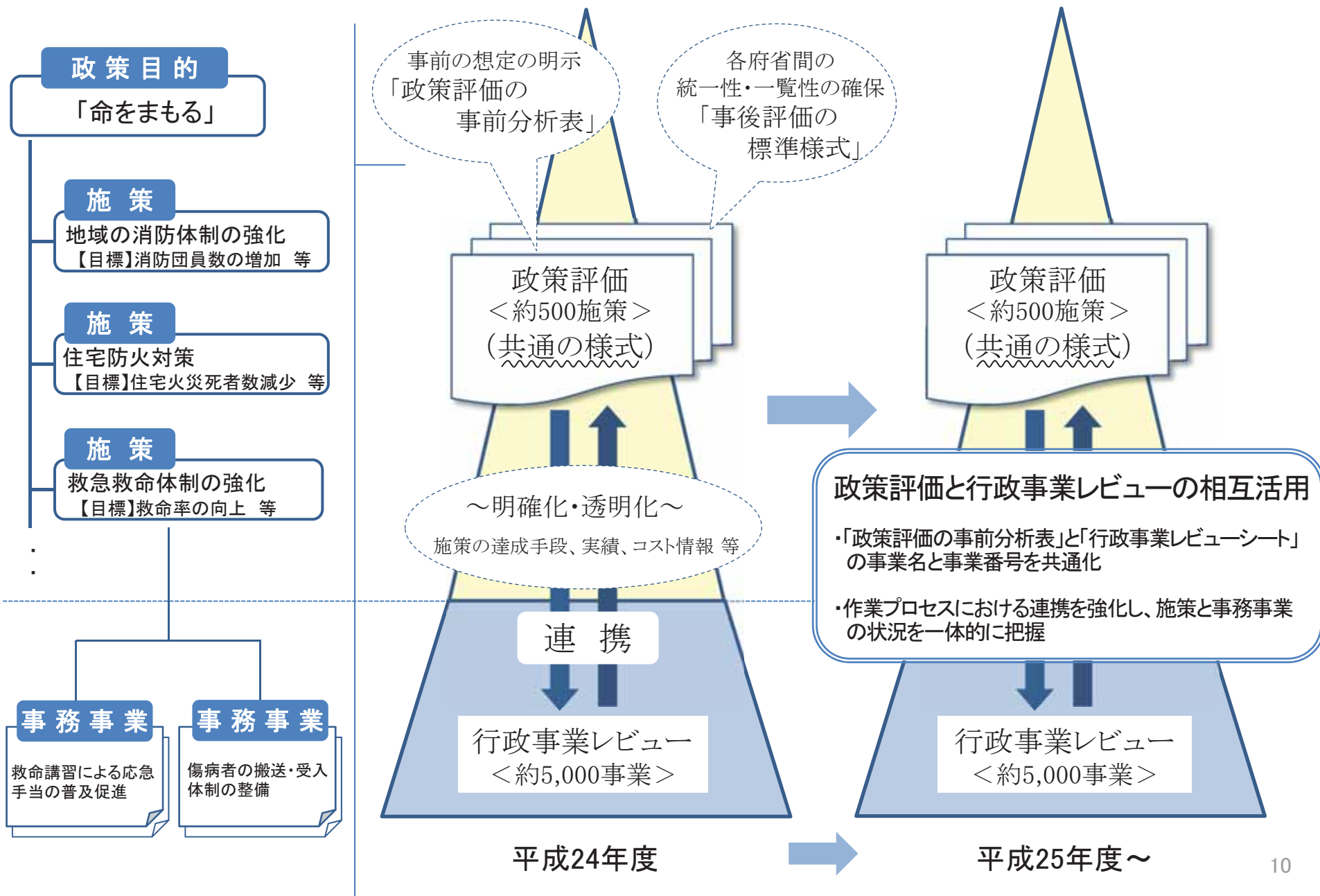
(注) 農林水産省の評価書を総務省において簡略化した。

## ● 主要な測定指標の欄を設定(厚生労働省)

測定指標	指標A …の件数	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度			
		1,000	600	800	1,000	1,100	1,200	前年度以上			
		年度ごとの目標値	/	—	—	800以上	1,000以上	1,100以上	/	○	○
	指標B 〇〇の人数	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度			
		2,700	2,500	3,000	2,700	3,100	3,200	前年度以上			
		年度ごとの目標値	/	—	—	3,000以上	2,700以上	3,100以上	/	○	○
	指標C ××の件数	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度			
100		100	120	100	110	100	前年度以上				
	年度ごとの目標値	/	—	—	120以上	100以上	110以上	/		×	

(注) 厚生労働省の評価書を総務省において簡略化した。

# 資料6 政策評価と行政事業レビューの連携



## 資料6 政策評価と行政事業レビューの連携

平成25年度実施施策における政策評価と行政事業レビューとの連携に係る取組のフォローアップ結果(概要)  
(平成26年3月総務省)

### 施策と事務事業との対応関係の整理

記載すべき事業は、一部を除き、適切に記載されているが、改善を要するものもみられた。  
なお、事前分析表に記載されていない主な事業、事例は以下のとおり。

#### <未記載の主な事業、事例>

- ・移し替え予算で、要求府省に一括計上し、他府省で執行する事業
- ・単純な記載漏れ、記載省略
- ・事業名及び事業番号を共通化した事前分析表を未作成(平成25年度内の作成・公表に向けて作業中)

### 実施過程における関係部局間の連携

以下のような取組が実施された。

#### <有識者会合関連>

- ・政策評価有識者会合と行政事業レビュー有識者会合との合同会合を実施
- ・政策評価有識者会合と行政事業レビュー有識者会合を兼務する委員を任命
- ・政策評価有識者会合においてレビューシートを、行政事業レビュー有識者会合等において事前分析表や評価書を配布
- ・行政事業レビューの有識者会合公開プロセスに、政策評価担当課の職員も参画

#### <政策評価担当課関連>

- ・同一の担当課が、政策評価と行政事業レビューの取りまとめを実施
- ・評価書及びレビューシートの作成に当たり、政策評価広報課等と会計課等が、説明会、作業指示、確認作業などを共同で実施
- ・評価書とレビューシートの決裁などの府省内プロセスをまとめて実施
- ・評価書とレビューシートを同時に公表